
多国間貿易体制の行方

中川 淳司

Nakagawa Junji

はじめに

2018年は多国間貿易体制が根底から揺らいだ年として記憶されることになろう。米国トランプ政権は3月、1962年通商拡大法232条に基づき鉄鋼・アルミ製品に追加関税を発動した。5月には、同条に基づく自動車への追加関税発動に向けた調査を開始した。中国に対しては7月以降、1974年通商法301条に基づく制裁関税を段階的に発動した。これに対して措置の対象となった国の一部は、米国製品に対する追加関税を対抗措置として発動した。これらの措置はいずれも世界貿易機関（WTO）の規律に違反する疑いが強い。米国の一連の措置に対して、中国をはじめとするWTO加盟国は、当該措置のWTO協定違反を申し立ててWTOの紛争解決手続に協議要請を行っており、これに対して米国も中国に対する301条の制裁関税発動と同時に中国の慣行や措置についてWTO紛争解決手続に協議要請を行っている。ところが、紛争を扱うWTOの上級委員会が危機的な状況に陥っている。7名の委員で構成される上級委員会であるが、本年9月末をもって7名中4名が空席となった。委員の任命や再任には全加盟国の同意が必要であるが、米国が拒否しているためである。

2001年に開始されたWTOのドーハ開発アジェンダは、交渉妥結の鍵を握る主要国と新興国の意見の対立などのため、開始から17年を経て交渉妥結の見通しが立たない。貿易自由化と貿易に関するルール策定のフォーラムとしてのWTOの機能不全が言われて久しいなかで、主要国がWTOの規律をないがしろにする動きが出てきていることは重大である。本稿は、多国間貿易体制の要であるWTOが深刻な危機に見舞われているとの認識に立って、危機の様相とその背景事情を明らかにし、そのうえで、WTOが危機を克服し、多国間貿易体制が再び実効性を取り戻す可能性について論じる。

1 WTO危機の様相と背景事情

今日のWTOが直面している危機的な状況には、大別して3つの要素が含まれている。第1は、ドーハ開発アジェンダの行き詰まりに示されるWTOの交渉フォーラムとしての機能不全が長期化し、その克服の途が見出せないことである。第2は、米国トランプ政権の一方的な関税引き上げ措置とこれに対する相手国の対抗措置の応酬がエスカレートし、これらの措置に対するWTO協定上の統制が及んでいないことである。第3は、米国が上級委員会委員の任命や再任を拒否しており、本年10月以降は上級委員会として審理を行なう最低限である3名

の委員しか在任しなくなっていることである。これらの要素は相互に関連性を有するものの、その背景事情は異なっている。

(1) 交渉フォーラムとしての機能不全

WTOの交渉フォーラムとしての機能不全の背景にあるのは、関税貿易一般協定（GATT）の時代とWTOの時代とでは加盟国の構成や力関係が大きく変化したという事情である。GATTの時代に計8回行なわれた多角的貿易交渉（ラウンド）では、主要先進国（米国、欧州共同体〔EC〕、日本、カナダ）が交渉の主導権を握った。4極（Quod）と呼ばれたこれら主要先進国の間で非公式に交渉が行なわれ⁽¹⁾、そこで合意された内容が全体会議に持ち込まれてコンセンサスで採択されるという交渉方式がとられた。数の上では次第に多数を占めるようになった途上締約国が積極的に関税交渉に参加せず、主要先進国の間での関税交渉がラウンドの主たるテーマであったことの反映でもあった。

ただし、GATTの下で行なわれた最後の多角的貿易交渉であるウルグアイラウンドではこのような事情に変化がみられた。米国の主導により、サービス貿易や貿易関連知的財産権が新たに交渉テーマに加えられ、途上締約国はこれらについても交渉成果を受け入れることを求められた。それと引き換えに、途上締約国の関心事項であった繊維製品の輸入数量制限の段階的廃止、農業分野の保護主義的措置の削減などを盛り込んだ協定が合意され、これらの全体をパッケージとして受け入れ、採択することになった。一括受諾方式（single undertaking）と呼ばれる方式である。こうして、ウルグアイラウンドの交渉成果は一括受諾によりコンセンサスで採択され、WTOが発足した。

WTOの下で行なわれる最初の多角的交渉であるドーハ開発アジェンダも、一括受諾とコンセンサスというウルグアイラウンドの交渉方式を継承した⁽²⁾。変化したのは、交渉結果をコンセンサスで採択する前提となる主要国の非公式交渉の参加メンバーである。先進加盟国代表として米国と欧州連合（EU）が、数の上では圧倒的多数を占めるようになった途上加盟国の代表としてブラジルとインドが、そして、ドーハ開発アジェンダが進むにつれて中国が加わり、これらが主要国として非公式交渉メンバーとなった。これらの主要国の間で、ドーハ開発アジェンダの交渉テーマについて合意を得られず、それが交渉を長引かせ、停滞させることになった。言い換えれば、GATTの時代とWTOとでは加盟国の構成と力関係が変化し、主要先進国と途上国代表としての主要新興国（ブラジル、インド、中国）が非公式に合意しなければ交渉が妥結する見込みが立たなくなった。その背景の下で一括受諾とコンセンサスという交渉方式が採用されたことが、ドーハ開発アジェンダの行き詰まりの背景にある⁽³⁾。

WTOの交渉フォーラムとしての機能不全は、多国間貿易体制の要としてのWTOの地位を相対的に大きく低下させた。WTOの交渉フォーラムとしての機能には貿易自由化の交渉フォーラムとしての機能と新たなルールの交渉フォーラムとしての機能が含まれるが、機能不全は後者においていっそう深刻である。貿易自由化の交渉フォーラムとしての機能は、1996年に妥結した情報技術協定と2015年に採択された同協定の拡大版など、特定のカテゴリーの産品貿易で大きな世界シェアを占める少数の国が自由化を交渉し、交渉成果を最恵国ベースですべてのWTO加盟国に適用するという、いわゆるクリティカルマス方式の交渉により補完さ

れてきた⁽⁴⁾。これに対して、ルール交渉に関しては、2013年に採択され、2017年に発効した貿易円滑化協定が唯一の成果であり、それ以外にWTOは新たな貿易ルールの策定に成功していない。

1995年のWTO設立以来23年が経過し、この間に貿易を取り巻く環境は大きく変化した。特に、情報通信技術の発達や輸送技術の革新により、生産工程を最適立地に応じて複数の国に分散させて展開する供給網のグローバル化が進んだ。また、インターネットを活用した財やサービスの貿易（デジタル貿易）が盛んになっている。世界貿易において1995年以降に生じたこれらの変化は、貿易や投資のいっそうの自由化を促すとともに、これらの活動が円滑に行なわれるためのルールの整備を促す。それと同時に、これらの活動がもたらす弊害に対する取り組みの必要性から、新たなルールの整備が求められている。WTOが新たな貿易ルールを策定する交渉フォーラムとしては有効に機能していないため、主要国は2010年代以降、自由貿易協定（FTA）、特に広域FTA（メガFTA）を通じたルールの整備に通商政策の軸足を移した。米国が主導して交渉を進めた環太平洋パートナーシップ（TPP）はその代表である。TPPの各章、特に、電子商取引（第14章）、国有企業（第17章）、知的財産（第18章）に関する章の規定は、供給網のグローバル化とデジタル貿易を円滑に進めるうえで必須となるルールを多数盛り込んでいる。

TPPは2016年2月に署名されたが、米国トランプ政権が就任早々の2017年1月に離脱を表明し、その実現が危ぶまれた。しかし、残る11カ国は米国抜きでTPPの大半の規定を引き継いだCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）をとりまとめ、2018年3月に署名した。必要な6カ国の批准を得て2018年12月30日にCPTPPは発効する。供給網のグローバル化とデジタル貿易を円滑に進めるうえで必須のルールが実現することになる。しかし、CPTPPはあくまでも特定国の間で合意された広域FTAであって、そこに盛り込まれたルールが非締約国も含めて一般的に適用されることはありえない。仮にCPTPPに盛り込まれたルールに、今日の世界経済にふさわしい新たなルールとしての先進性が認められるとすれば、それらを多国間のルールとして定立することがWTOに求められることになる。しかし、ルールを策定する交渉フォーラムとしてのWTOは機能不全に陥っており、CPTPPのルールを多国間ルールとして定立する筋道はみえない。

（2）一方的な関税引き上げと対抗措置の応酬

米国のトランプ大統領は、大統領選挙中から、貿易赤字を削減して米国に成長と雇用をもたらすとの公約を掲げ、そのために、TPPからの離脱、北米自由貿易協定（NAFTA）や米韓FTAの再交渉による貿易赤字の削減と国内雇用の強化、アンチダンピング税等の積極的発動、中国の不公正貿易慣行の是正等の方策を実施するとしていた⁽⁵⁾。米国トランプ政権はこれらの選挙公約を忠実に実行する通商政策を実施してきた。これらのうちで、未発効の条約であるTPPからの離脱は、それ自体としてはWTO協定上の問題を引き起こすものではない。また、アンチダンピング税⁽⁶⁾や補助金相殺関税の調査と賦課、セーフガード（緊急輸入制限）措置の発動⁽⁷⁾等の措置は、WTO協定の下でも認められた通商救済措置である。これに対して、NAFTAや米韓FTAの再交渉や中国の不公正貿易慣行の是正等の方策を実施するために米国が

採用した措置は、それ自体としてWTO協定に違反する可能性が高い。具体的には、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品に対する追加関税、同条に基づく自動車に対する追加関税のための調査、1974年通商法301条に基づく中国に対する制裁関税である。

1962年通商拡大法232条は、商務省に対して、調査開始から270日以内に、特定の製品の輸入が米国の国家安全保障を損なうおそれの有無と、とるべき措置について大統領に報告することを求める。大統領は報告から90日以内に措置を決定する。過去に26件の調査実績があり、国家安全保障を損なうおそれを認定した例が8件、実際に措置が発動された例が5件あった。2017年4月、商務省は鉄鋼・アルミ製品の輸入が米国の安全保障に及ぼす影響について調査を開始し、2018年2月に、安価な製品の過剰な輸入で国内の鉄鋼・アルミ産業が弱体化し、米国の国家安全保障を損なうおそれがあるとの報告書を公表した。この報告書に基づき、トランプ大統領は3月に鉄鋼製品25%、アルミ製品10%の追加関税を発動した。この措置のWTO協定適合性は疑わしい。1947年のGATT第21条は、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める「武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接または間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置」をとることを認めている。しかし、本件措置がこれに該当するかは疑わしい。さらに、そもそも、本件措置が「必要な」措置と言えるかについても疑問がある。

措置の対象となった国の一部は対抗措置を発動した。例えば、中国は4月に、米国から輸入する計128の品目、30億ドル分に対して15%から25%の追加関税を発動した。EUは6月に米国からの輸入品32億ドル分に対して25%の追加関税を発動した。いずれも、米国の措置をセーフガードとみなし、セーフガード協定第8条に基づく補償措置として関税を引き上げたものである⁽⁸⁾。しかし、この説明には無理がある。米国は措置をセーフガードではなく安全保障のために必要な措置と説明している。また、セーフガード協定第8条に基づく補償措置の前提条件である関係国間の協議（協定第12条3項）は行なわれていない。

実際には、米国が発動した鉄鋼・アルミ製品の追加関税は、安全保障のために必要な措置ではなく、米国が交渉で有利な結果を引き出すために用いる圧力的手段として機能した。米国の戦術は効果を挙げている。本年3月には、韓国と米韓FTAの見直しで大筋合意したが、韓国はその見返りとして鉄鋼・アルミ製品の追加関税の発動を除外された。

さらに由々しい問題として、米国がこうした措置を用いて獲得した交渉結果には、輸出数量制限等、WTO協定に適合しない管理貿易の要素が含まれている。米韓FTAの見直しで、韓国は鉄鋼製品について、2015年から2017年までの3年間の平均輸出実績の70%を上限とする輸出数量制限を受け入れた⁽⁹⁾。制限の詳細は不明であるが、仮にこれがそれ以上の輸出を控える輸出自主規制であるとすれば、セーフガード協定第11条1項(b)に違反する。NAFTAの再交渉で、メキシコとカナダは米国への自動車輸出について、それぞれ260万台までを非課税とし、それを超えると25%を課税する関税割当を受け入れた⁽¹⁰⁾。関税割当自体はWTO協定の下で禁じられていないが、割当を超える輸出が実際上難しくなるという意味でその効果はセーフガード協定が禁じる輸出自主規制に近い。

米国が中国に対して発動した1974年通商法301条に基づく制裁関税も、WTO協定に適合し

ない一方的措置という点では1962年通商拡大法232条に基づく追加関税と共通する。通商法301条によれば、外国政府の措置や政策がGATT等の通商協定に違反し、米国の利益が否定されている場合、米国通商代表部（USTR）は制裁措置を発動しなければならない。ただし、WTOの下では、加盟国のWTO協定違反に対して直ちに制裁措置を発動することは禁じられている（紛争解決了解第23条）。今回、米国は、中国の不十分な知的財産保護や進出企業に対する技術移転の強制を問題として直ちに通商法301条に基づく制裁措置を発動した。しかも、発動に先立って5月に行なわれた米中協議に米国が提出した要求書は、不十分な知的財産保護や進出企業に対する技術移転の強制等の措置や慣行の撤廃だけでなく、中国の対米貿易黒字の段階的な大幅削減、ハイテク産業への国家支援などを盛り込んだ中国の産業政策「中国製造2025」の撤廃等、広範囲にわたる事項を要求項目として挙げていた⁽¹¹⁾。ここでも、米国の通商法301条に基づく制裁措置は、その本来の目的を超えて、米国が中国との交渉で有利な結果を引き出すため圧力をかける手段として用いられている。

このように、米国は国内法に基づいてWTO協定適合性の疑わしい一方的な措置を発動し、または発動の威嚇を背景として、相手国との交渉で有利な結果を引き出そうとしている。そのなかには、輸出数量制限等、WTO協定に適合しないものが含まれている。これに対して、一部の相手国はWTO協定適合性の疑わしい対抗措置を発動している。これら一連の動きにおいてWTO協定が無視されており、世界貿易を規律するルールとしてのWTO協定の実効性と妥当性が大きく損なわれている。

（3）上級委員会委員の任命・再任問題

WTOが直面している危機的状況の第3として、米国の反対で上級委員会の再任や任命が滞っており、2018年10月現在で7名の定員中4名が空席となっていることが挙げられる。USTRが2018年3月に公表した2018年通商政策アジェンダは、反対の理由として以下を挙げている。第1に、上級委員会の報告が対象協定に基づく加盟国の権利義務に新たな権利義務を追加し、または減じることがあってはならないとされているにもかかわらず⁽¹²⁾、これに反して新たな権利義務を追加したり、減じる上級委員会報告がある。第2に、上訴後60日以内、例外的な場合であっても90日以内に発出するとされている上級委員会報告の提出期限⁽¹³⁾が守られていない。第3に、任期が満了した上級委員会委員が担当していた事案を引き続いて担当している⁽¹⁴⁾。上級委員会委員の任免は紛争解決機関の専権事項であり、上記はこれに違反する。第4に、上級委員会に提起された法律問題のうち、事案の解決に直接かかわらない事項についても解釈を「傍論」として示す報告がある。第5に、上級委員会の任務は上訴された事案の法律問題の解釈に限定されているところ、紛争解決小委員会（パネル）の事実認定の見直しに踏み込んだり、被申立国の国内法の新規の（*de novo*）解釈を行なう場合がある。第6に、上級委員会報告が先例拘束性（*stare decisis*）をもつとする慣行が見受けられる。これは、閣僚会議と一般理事会がWTO協定の有権的な解釈権限をもつとするWTO設立協定第9条2項に反する⁽¹⁵⁾。

2018年通商政策アジェンダが繰り返し述べるように、米国は上級委員会手続にかかわる以上の問題をWTOの場で繰り返し提起してきており、米国の批判は最近始まったものではな

い。しかし、今回は、上級委員会委員の再任・任命への不同意という行動を伴っており、その結果として、上級委員会委員の定員が事案を担当できる最少人数の3名にまで減少することになった。来年の末には残る3名のうち2名の任期が満了する。米国の同意が得られなければ上級委員会はその機能を完全に停止することになる。

2 WTOの危機克服の可能性

以上みてきたとおり、今日のWTOが直面している危機的な状況には3つの要素が含まれており、その背景事情も異なっている。WTOが現在の危機を克服し、多国間貿易体制が再び実効性を取り戻す可能性はあるだろうか。

(1) 交渉フォーラムとしての機能回復の可能性

ドーハ開発アジェンダの行き詰まりに示されるWTOの交渉フォーラムとしての機能不全は、GATTの時代とは加盟国の構成と力関係が変化したWTOで、ウルグアイラウンドと同じ一括受諾とコンセンサスという方式を採用したことに起因している。ただし、厳密には、この方式は2011年12月の第8回WTO閣僚会議で断念され、進展が可能な分野では先行合意を含め交渉を進めること（early harvest）を加盟国は約束した⁽¹⁶⁾。その成果のひとつが貿易円滑化協定である。

WTOの交渉フォーラムとしての機能回復のためには、ドーハ開発アジェンダで用いられた一括受諾とコンセンサスという方式に代わる、より柔軟で機動的な交渉を可能とする方式を採用する必要がある。その候補として、前述したクリティカルマス方式はどうだろうか。関税撤廃などの貿易自由化交渉でこの方式が有効性を発揮することは、情報技術協定やその拡大等で示されている。しかし、ルールの交渉にクリティカルマス方式を採用することには難点がある。交渉に参加していないWTO加盟国にもルールを適用することは、当該国がルールの規律を受け入れることを意味するからである。そのためには当該国の同意が必要であろう。したがって、ルールの交渉については、交渉に参加した国だけを拘束する、複数国間協定の方式が現実的な選択肢となるだろう。この場合、WTO設立協定第10条9項が、新たに複数国間協定を附属書4に追加するにはコンセンサスが必要と規定していることが問題となる。複数国間協定を追加する要件を緩和し（例えば加盟国の3分の2以上の支持）、当該テーマに関心をもつ一部の加盟国によるルールの交渉結果をWTO協定の枠内に収める可能性を広げることが必要であろう⁽¹⁷⁾。

現在は、WTO設立協定第10条9項によりこの選択肢が實際上利用できないため、一部の加盟国によるルールの交渉はもっぱらFTA、特に広域FTAを通じて行なわれている。その結果、ルールの内容がFTAごとに異なってくる断片化（fragmentation）が避けられない。ルールの交渉結果を複数国間協定としてとりまとめ、交渉に参加しなかった加盟国の加入を促して、最終的にはすべての加盟国を拘束する多国間協定に発展させる、という方策を検討する必要がある。

この方策の導入に当たって、最も懸念されるのは、WTOの加盟国が複数国間協定の当事国と非当事国に分断されてしまう可能性である。非当事国の多くは後発途上国であろう。これ

らの国が複数国間協定に加わり、協定を国内実施するための支援を組織的に提供する必要がある。貿易のための援助（Aid for Trade）の枠組みの活用が必要となろう⁽¹⁸⁾。

（2） 一方的な関税引き上げと対抗措置の応酬は止められるか

米国トランプ政権による一方的な関税引き上げとこれに対する対抗措置の応酬、一方的な関税引き上げの圧力を背景とした二国間の交渉という一連の動きのなかで、WTO協定が無視されており、世界貿易を規律するルールとしてのWTO協定の実効性と妥当性が大きく損なわれている。ただし、米国もWTO協定をまったく無視しているわけではない。1974年通商法301条に基づく中国への制裁関税の発動と並行して、2018年3月、米国は中国の不十分な知的財産保護についてWTO紛争解決手続に協議要請を行なった⁽¹⁹⁾。同様に、中国は米国の制裁関税の発動について4月に協議要請を行なった⁽²⁰⁾。米国が通商拡大法232条に基づいて実施した鉄鋼・アルミ製品の追加関税についても、多くの国が協議要請を行なっている⁽²¹⁾。WTO協定適合性が疑われる措置に対してはWTOの紛争解決手続を通じてその是正を求めるという方針で共通しており、その意味ではWTOのルールと紛争解決手続に則った問題の解決が志向されている。とはいえ、WTOの紛争解決手続には時間がかかり、また、最終的に措置の協定違反が認定されるまでは当該措置が維持される。WTOルールの実効性と妥当性が損なわれる状況は続いており、それが早期に解消される見込みはない。

（3） 上級委員会の危機は克服されるか

米国が上級委員会委員の任命・再任に同意しない理由として挙げている問題点は、米国が以前から指摘してきたものであり、WTO加盟国はこれらの指摘を踏まえて、WTO紛争解決手続の強化・改善の議論に取り組む必要がある。この議論は、より広範囲なWTOの組織と機能・手続の改革についての議論の一環として展開される必要がある。2018年9月の20カ国・地域（G20）貿易大臣会合は、閣僚声明でWTO改革を議論する緊急性を訴えた⁽²²⁾。今後、主要国の間でWTO改革に関する議論が進むことが期待される。それと同時に、米国は上級委員会委員の任命・再任に同意を与えるべきである。

おわりに

WTOが直面する危機のうち、ルールの交渉フォーラムとしての機能不全を克服するため、WTOの有志国によるルール形成を先行させ、それを複数国間協定としてWTO協定に取り込んだうえで、その締約国を増やしていくという方策を提案した。ただし、そのためには、複数国間協定の追加にはコンセンサスが必要という現行のルールを改正する必要があり、実現可能性は低い。米国トランプ政権による一方的な関税引き上げと対応措置の応酬によってもたらされたWTOルールの実効性と妥当性が損なわれる状況が解消される見込みはない。さらに、上級委員会の危機が加わったことでWTOの危機がますます深刻化している。逆説的ではあるが、WTOの危機について以上の認識をWTOの加盟国が共有すれば、危機を打開するための建設的な議論が始められるだろう。そうでなければ、危機打開に向けた動きは本格化しないだろう。2019年の世界はどちらに向かうだろうか。

- (1) 交渉が行なわれたGATT事務局長室に隣接する会議室の壁の色にちなんでグリーンルーム会合と呼ばれた。
- (2) ドーハ閣僚宣言第47節「紛争解決了解の改善と明確化を例外として、交渉とその妥結、交渉結果の実施は一括受諾により行なわれる」を参照。コンセンサスによる交渉結果の受諾の根拠は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第9条1項の以下の規定である「世界貿易機関は、1947年のGATTの下でのコンセンサス方式による意思決定の慣行を維持する」。
- (3) 以下を参照、Junji Nakagawa, “The WTO at a Critical Juncture,” in Won-Mog Choi ed., *International Economic Law: The Asia-Pacific Perspectives*, Cambridge: Cambridge Scholars Publishing, 2015, pp. 22–37, at 24–25.
- (4) 2014年には、環境物品の関税撤廃を目指す環境物品協定交渉が、クリティカルマス方式に基づいて有志国の間で開始された。
- (5) 以下を参照、Peter Navarro and Wilbur Ross, “Scoring the Trump Economic Plan: Trade, Regulatory, & Energy Policy Impacts,” September 2016. Available at <https://assets.donaldjtrump.com/Trump_Economic_Plan.pdf>.
2016年10月に公表された「米国を再び偉大にする100日行動計画」は、米国の労働者を保護するために取り組む行動として、NAFTAの再交渉または離脱、TPPからの離脱、中国を為替操作国と認定する、外国の貿易上の不正行為を止めさせるため、米国法と国際法に基づくあらゆる手段を動員すること、を挙げていた。参照、Donald Trump, “100-day action plan to Make America Great Again: Seven actions to protect American workers,” 22 October 2016. Available at <https://assets.donaldjtrump.com/_landings/contract/O-TRU-102316-Contractv02.pdf>.
- (6) WTOによれば、米国は2017年に54件のアンチダンピング調査を開始した。前年に比べて17件、率にして46%の増加である。参照、WTO, Anti-dumping Initiations: By Reporting Member 01/01/1995-31/12/2017. Available at <https://www.wto.org/english/tratop_e/adp_e/adp_e.htm>.
- (7) 米国は2018年2月に、太陽光パネルと家庭用大型洗濯機に対するセーフガード措置を発動した。
- (8) 例えば、European Commission Press Release, “EU adopts rebalancing measures in reaction to US steel and aluminum tariffs,” 20 June 2018. Available at <http://europa.eu/rapid/press-release_IP-18-4220_en.htm>.
- (9) USTR, Fact Sheet, New U.S. Trade Policy and National Security Outcomes with the Republic of Korea, 28 March 2018. Available at <<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/fact-sheets>>.
- (10) 「カナダも車数量規制 新NAFTA『自由貿易』消える」『日本経済新聞』2018年10月2日。
- (11) Draft framework for Balancing the Trade Relationship between the United States of America and the People’s Republic of China, 3 May 2018. Available at <<https://insidetrade.com/daily-news/china-rejects-new-slate-us-trade-demands-tariffs-loom>>.
- (12) 紛争解決了解第3条2項、第19条2項。
- (13) 紛争解決了解第17条5項。
- (14) 上級委員会手続規則第15条。
- (15) USTR, *2018 Trade Policy Agenda and 2017 Annual Report*, pp. 22–28.
- (16) WTO, Ministerial Conference, 8th Session, *Elements for Political Guidance*, WT/MIN(11)/W/2, 1 December 2011, p. 3, para. 5.
- (17) Bernard M. Hoekman and Petros C. Mavroidis, “WTO ‘à la carte’ or ‘menu du jour’? Assessing the Case for More Plurilateral Agreements,” *European Journal of International Law*, Vol. 26, No. 2 (2015), pp. 319–343.
- (18) Ibid., pp. 338–339.
- (19) WT/DS542/1, 28 March 2018.
- (20) WT/DS543/1, 4 April 2018.
- (21) DS544 (中国申し立て)、DS547 (インド申し立て)、DS548 (EU申し立て)、DS550 (カナダ申し

立て)、DS551 (メキシコ申し立て)、DS552 (ノルウェー申し立て)、DS544 (ロシア申し立て)、DS556 (スイス申し立て)、DS564 (トルコ申し立て)。

- (22) G20 Trade and Investment Ministerial Meeting, Ministerial Statement, 14 September 2018, para. 11. Available at <http://www.g20.utoronto.ca/2018/2018-09-14-trade.html>.

なかがわ・じゅんじ 東京大学社会科学研究所教授
<http://jwww.iss.u-tokyo.ac.jp/mystaff/nakagawa.html>
nakagawa@iss.u-tokyo.ac.jp